

GIFU

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 岐阜県岐阜市大字茶屋新田字東堤外7番地の1

氏名 岐阜代用燃料株式会社
代表取締役 石田 謙治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜市長 柴 橋 正



許可の年月日 平成31年 3月20日

許可の有効年月日 平成38年 3月19日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

木くず

上記 1品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所

岐阜市大字茶屋新田字東堤外7番地の1

イ 設置年月日

昭和59年5月17日

ウ 処理能力

木くず

120t/日 (15t/時間)

上記 1品目は、石綿含有産業廃棄物を除く。

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

エ 許可年月日及び許可番号

平成13年3月27日 使用届出

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況



S59. 5.17 新規許可

H16. 3.20 更新許可

H 1. 3.20 切替許可

H21. 3.20 更新許可

H 6. 3.18 更新許可

H26. 3.20 更新許可

H11. 3.19 更新許可

H31. 3.20 更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無